

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月13日 議会運営委員会（未定稿）

午後1時45分再開

○小野委員長 議会運営委員会を再開いたします。

ここからの委員会は、委員及び事務局のみ出席とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程5の請願審査に入ります。

継続審査となっております、請願6-2、令和5年7月11日 本会議議事録改竄の調査を求める請願です。

本件請願審査にあたって、永田委員及び小枝委員につきましては、委員会条例第14条の規定に基づき、除斥として議事に参与することはできませんが、同条ただし書の規定により、当委員会での発言を認めることとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、前回3月6日の当委員会での請願審査の際に、正副委員長で請願者の方の意見聴取をするということになっておりましたので、昨日3月12日の午後2時から、請願者の代表の方にお越しいただき、ご意見をお伺いいたしました。

請願者からお預かりした資料を、委員のみ参考資料としてお手元にお配りさせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

この意見聴取について、大坂副委員長からご報告がございます。

よろしくお願いいたします。

○大坂副委員長 昨日、正副委員長で請願者の方と懇談を行ってまいりましたので、その内容についてご報告をさしあげます。

今、お手元に2枚の資料が配られたかと思っておりますけれども、こちらが請願者の方から提出された意見ということになります。

1枚目。請願6-2請願者としての請願に及んだ経緯を述べさせていただきますという、請願者の意図。2枚目、付記と書いてある文面が、前回の議会運営委員会での審査を受けての、請願者のご意見、これ2枚ともどちらも正式な委員会資料ではないので、委員限りの資料ということで、よろしくお願いいたします。

請願者の方の意図を汲んでの話になるんですけども、本請願の事案となっている7月11日の本会議採決ですけれども、「外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願」、この請願者でもあるという点が、まず出発点になっているのかなというふうに思っております。

その請願が、委員会での審査を経て、本会議での採決が行われた際に起きた事象ということ、まず理解をする必要があるのかなと思っております。

そのうえで、1枚目のところの意図の趣旨なんですけれども、こちらは8階の傍聴席から、請願者は傍聴をしております、議事録に記載されている「（聴取不能）」と書かれている部分について、この請願者の方が「議長、訂正願います」という意味の発言が聞き取れたということで、それを踏まえて投票のやり直しが行われたこと、このことから疑義を抱いたということなんです。

2枚目についてなんですけれども、この「（聴取不能）」となっている議事録の箇所についてですけれども、傍聴席からも聞き取れていた部分がなぜ「（聴取不能）」となっているのか、その原因究明をしなければならないということが、昨日の懇談会での話の内容

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月13日 議会運営委員会（未定稿）

を踏まえての中身ということになります。

ここからが、私個人の、懇談を経ての私個人の意見ということになるんですけども、

請願者は区議会議員として20年務めた経験があります。逮捕者が出るような、現在の区議会のこの現状を憂いて、議会人として、神聖な場所である本会議場において、採決のやり直しが行われるという、ある意味、緊張感が欠ける状況に対して一石を投じる意図があったものと考えております。本請願が採択される、されないに関わらず、この思いというものは、議会としてしっかりと受け止め、議決することの重みをはじめとした、地方自治法のルールについて、我々一人ひとりがあらためて、真摯に向き合う必要があるのではないかと受け止めております。

私からの報告は以上です。

○小野委員長 はい。ご報告ありがとうございます。

今、大坂副委員長からご報告がございましたけれども、この内容について何かご意見ございましたら、お願いいたします。

よろしい……（発言する者あり）いえ、前回議論は終わっているんですけども、この報告内容でもし何かご意見あったらということで、もしなければなしで結構です。

はい。それでは、永田委員と小枝委員には、ここから先はご退席をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

はい、それでは一旦休憩いたします。

[永田委員、小枝委員 退席]

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○小野委員長 再開いたします。

それでは本件請願の取り扱いについては、いかがいたしましょうか。

前回、ご報告の後に採決をとということでご案内をしておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

本件請願の採決にあたりまして、討論については、いかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○小野委員長 はい、省略で承知いたしました。

それでは、討論を行わないということで、討論省略で行きたいと思えます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は9名です。

採決は挙手で行いますが、挙手しない方は反対とみなします。

請願6-2、令和5年7月11日 本会議議事録改竄の調査を求める請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者（挙手する者）なし]

○小野委員長 よろしいでしょうか。

はい、賛成はいません。

よって、請願6-2は不採択とすべきものに決定いたしました。